

奥様と子ども目線の 相続



 相続・贈与相談センター®

社会保険労務士玉上事務所

玉上 信明 (たまがみ のぶあき)

相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所**を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。

自己紹介

- 1950年 大阪府高槻市に生まれる
- 1974年 京都大学法学部卒業
- 同年 住友信託銀行（現三井住友信託銀行）入社
- 2015年 同社65歳定年退職・社会保険労務士開業

最近の主なセミナー等

「産業廃棄物処理業界における『働き方改革』」
(2019年6月：全国産業資源循環連合会（産業廃棄物処理業の全国組織）定時総会講演)

「コロナウイルス対応と企業の課題&テレワーク」
(2020年5月：リーガル・リスクマネジメント研究機構セミナー)

目次

1 なぜ【奥様】と【子ども】目線の
相続セミナーなのか

2 相続のよくある勘違い

3 相続の井戸端会議

4 奥様と子ども目線の生前対策

※ 本来、相続が発生する前は、被相続人を「財産所有者」「資産家」「経営者」、相続人を「推定相続人」などと呼びますが、このセミナーの都合上、【被相続人】【相続人】で呼ばせて頂きます。また、相続税法や民法の適用には条件があります。

1

なぜ【奥様】と【子ども】目線の 相続セミナーなのか



なぜ【奥様】と【子ども】目線の相続セミナーなのか

相続 = 被相続人の死でスタート



- **税金を払う**のも、
- **相続手続き**をするもの、
- **遺産の分割**を最終決定するのも、
- **遺産を財産として運用**していくのも、
- 相続人同士で**訴訟**するのも、

全て【相続人】が行うことです。

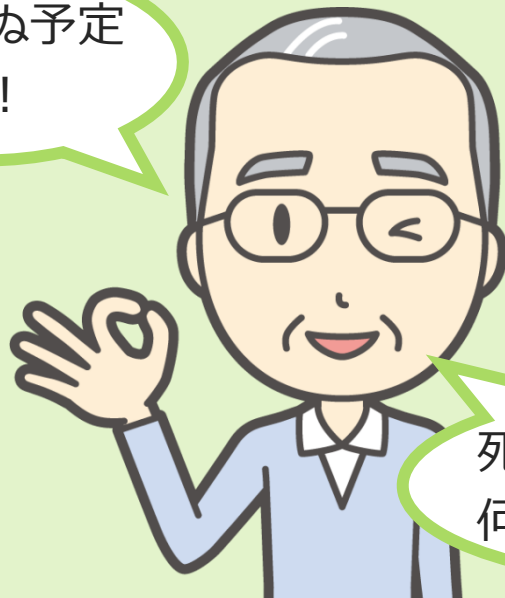


なぜ【奥様】と【子ども】目線の相続セミナーなのか

被相続人

意外と楽天的

まだ死ぬ予定
無いし！



死んでも嫁や子供が
何とかするだろう

相続人

心配事多し

家族で揉めて
しまうかも…

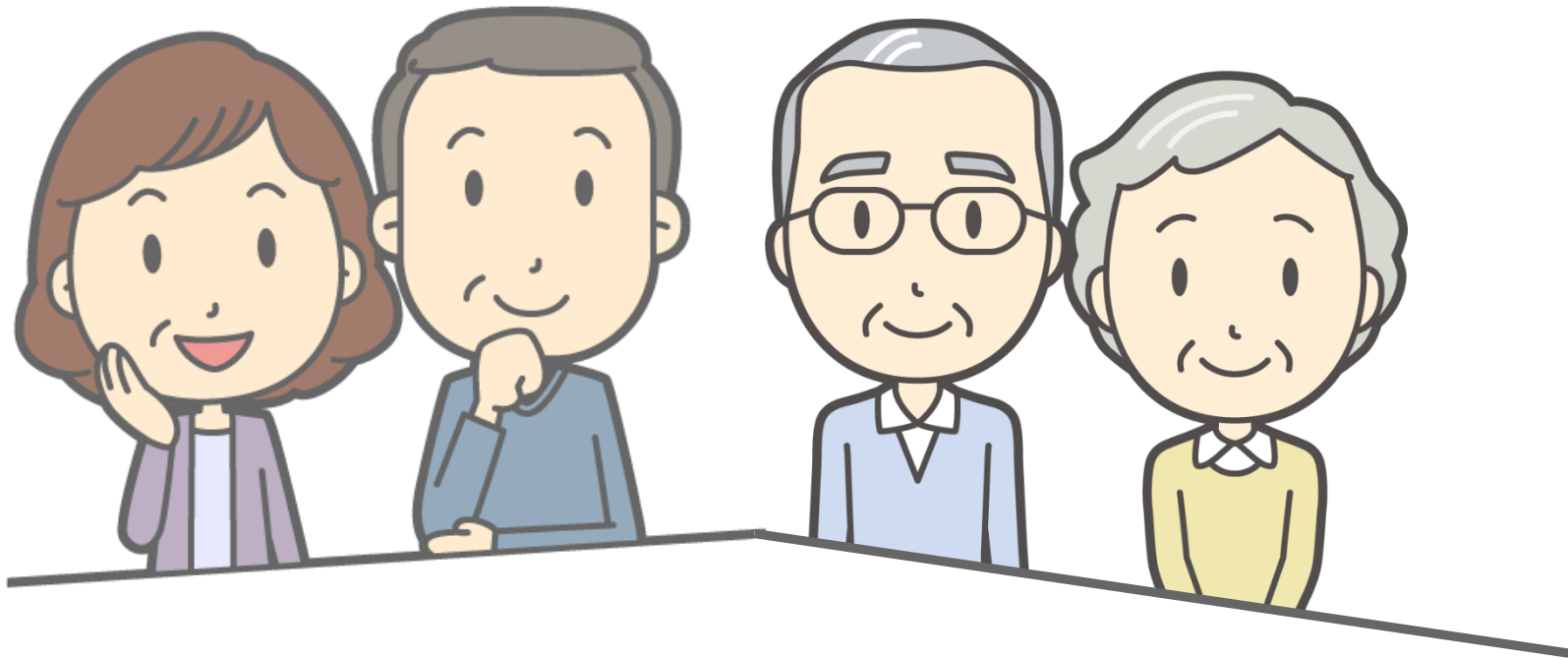


どうやって生活して
いけばいいの？

「相続対策」「生前対策」というのは、実際は相続人のための言葉です。
【被相続人】も【奥様】も【子ども】も相続の上では全員「主役」です。

なぜ【奥様】と【子ども】目線の相続セミナーなのか

是非、このセミナーで得た情報をもとに、
ご主人様のお尻を叩いて、家族会議を開き、
円満な相続になるよう努めて貰えれば幸いです。



まずはチェックしてみましよう

- 過去に、被相続人から相続人の誰かに、現金など財産を渡している
- 財産を渡したことを、第三者に証明できる書類が無い
- 被相続人が自社株を所有しており、その株全てを相続人の誰かに渡す予定
- 財産の殆どが不動産だ
- 被相続人と相続人で金銭の貸し借りがある
- 被相続人や他の相続人に、相続に対する考えを聞いた事が無い
- 被相続人の年齢が60歳を超えている
- 遺言書を作成していない
- 電子化された財産がある
- 財産内容全てを、把握していない
- 被相続人名義の不動産で賃貸しているものがある
- 相続人以外に財産を渡す可能性のある人物がいる（愛人、世話人など）
- 被相続人に債務（借入れ）がある

チェック
の結果は
このあと！

チェックの結果

一つでもチェックが入れば、「相続トラブルの可能性」
があります

相続に関する家庭裁判所への相談は
年間約**15万件~17万件**

そのうち、**約1.5万件が訴訟**となっています



なぜ相続はトラブルが起こるのか

相続は、「相続税法」と「民法」の2点から考えないといけない

相続税を節税する ≠ 相続人が満足する遺産分割

相続税評価額 ≠ 一般流通価格

私が一番
被相続人の面倒を見た

次女は20年前に
被相続人から財産を
もらっている

この財産は
自分が運用するのだから
全て自分がもらうべきだ

2

奥様と子ども目線の 相続のよくある勘違い

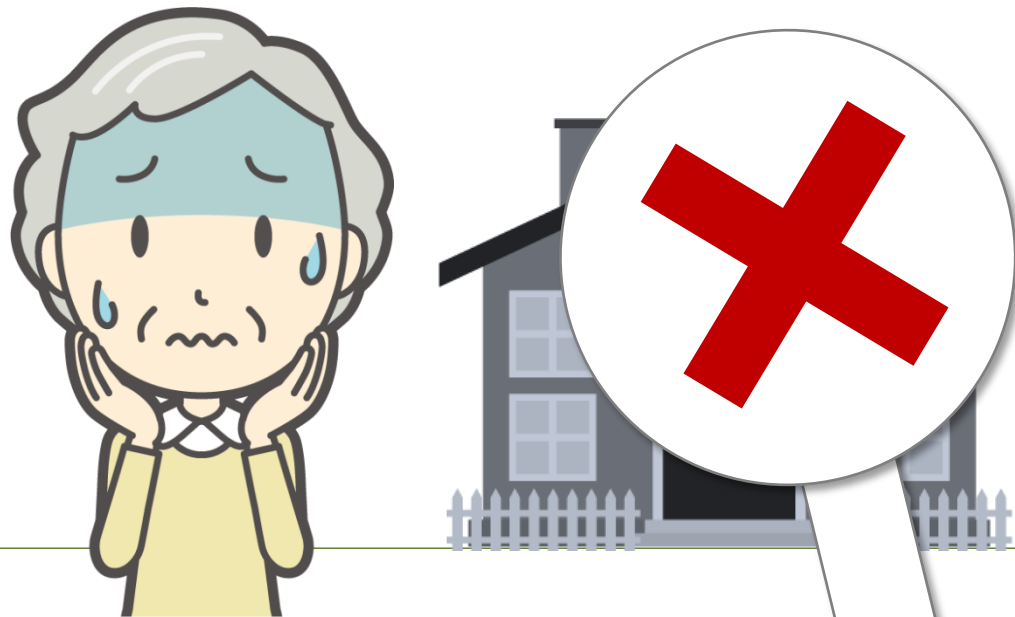


奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

Q 奥様に問題です

相続が発生し、自宅の所有権は息子にしたが、
実際住み続けているのは奥様である。

この場合、息子から「退去命令」が出た時、
通常の賃貸のように退去しないといけないのか？



奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

2020年からは**NO!**

2018年の民法改正により、2020年の4月1日から、配偶者が居住していた被相続人の居住物件は、無償で使用や収益する事ができる。

配偶者居住権（長期）

- 原則として終身、居住や収益可
- 遺産分割の対象となる
- 配偶者の死亡により権利は消滅
- 第3者への譲渡は認められない

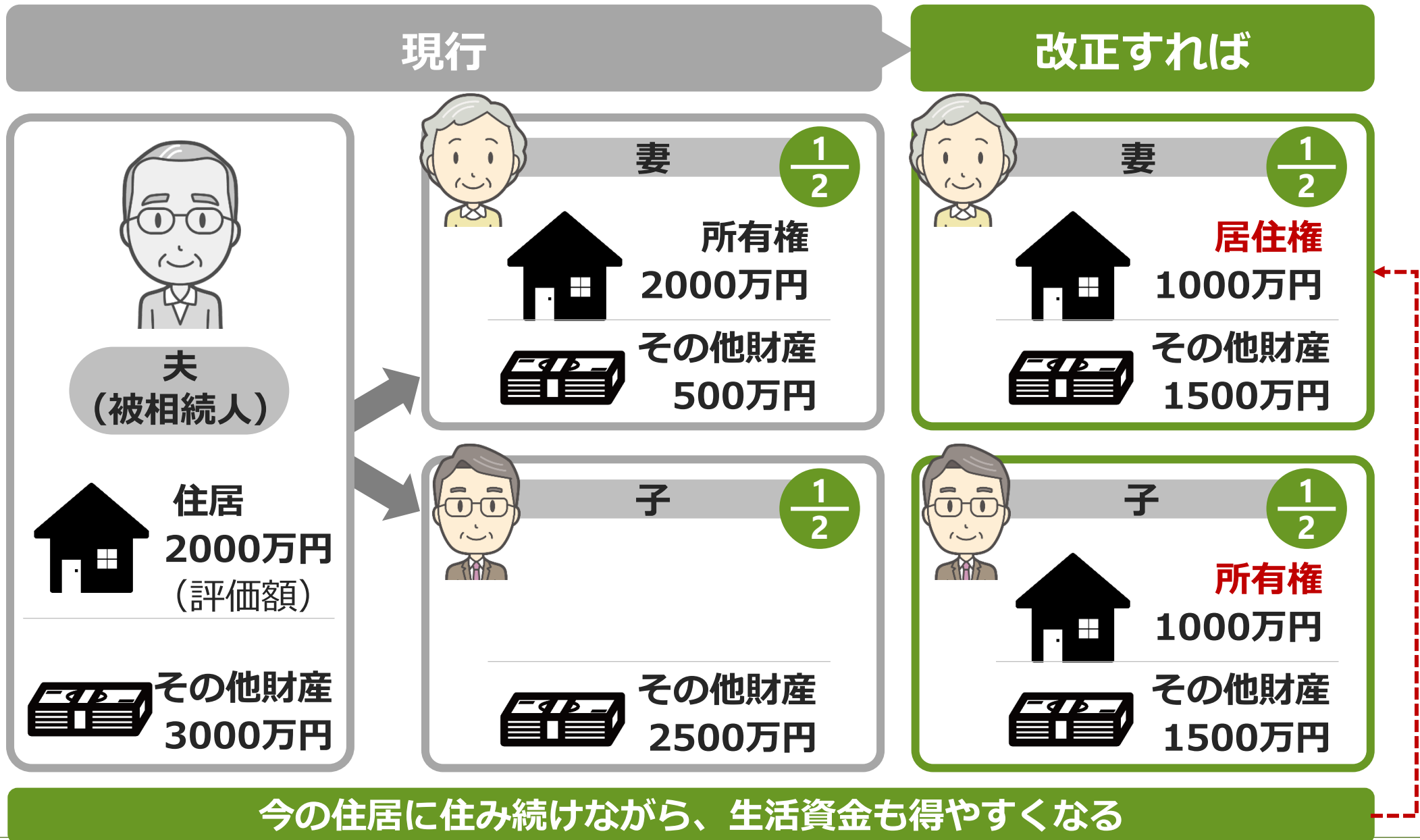
配偶者居住権（短期）

- 遺産分割協議が完了した日もしくは相続開始6ヶ月まで
- 遺産分割の対象とならない
- 期間満了もしくは配偶者の死亡により権利は消滅
- 第3者への譲渡や使用は認められない

解説は次のページに

奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

配偶者居住権のイメージ (夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割するケース)



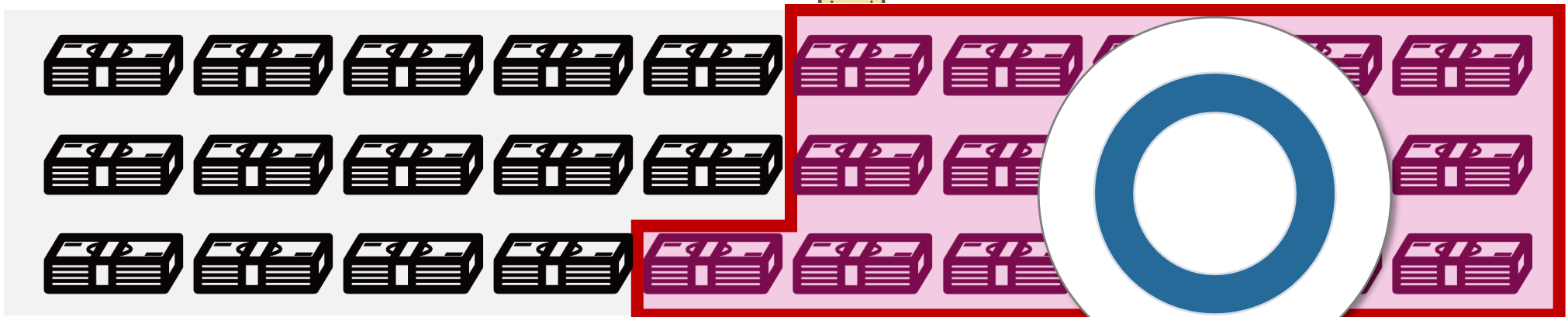
奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

Q 奥様に問題です

ご主人の相続財産が3億円だった場合で、
相続人が奥様と子ども2人の場合、奥様は1億6千万
円（3億円に対して約53%）の財産を取得しても奥様
は相続税はかからない？



財産の半分以上を取得



奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

YES !

奥様（配偶者）には配偶者控除という税額軽減があります。
法定相続分 or 1億6,000万円のいずれか多い方の金額まで
相続税が非課税。

今回のケースでいうと、

1億6,000万円は相続財産の約53%（法定相続分以上）で
あるが、奥様は相続税がかからない。

ただし！2次相続時（配偶者が亡くなった場合の相続）では、
子どもたちに大きな負担がかかる。

解説は次のページに

奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

相続人	● 法定相続分		図
	配偶者	配偶者以外の相続人	
配偶者と子	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	<p>被相続人 配偶者 $\frac{1}{2}$</p> <p>$\frac{1}{4}$ 子 $\frac{1}{4}$ 子</p>
配偶者と直系尊属	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	<p>$\frac{1}{6}$ 父 $\frac{1}{6}$ 母</p> <p>被相続人 配偶者 $\frac{2}{3}$</p>
配偶者と兄弟姉妹	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	<p>亡父 亡母</p> <p>$\frac{1}{8}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{8}$ 被相続人 配偶者 $\frac{3}{4}$</p>

奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

● 配偶者控除

ケース1

法定相続分

1億6,000万円

配偶者の課税価格

相続税がかかる

ケース2

法定相続分

1億6,000万円

配偶者の課税価格

相続税がかかる

奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

Q 息子・娘様への問題です

贈与の方法の一つに「暦年贈与」というものがあります。

「暦年贈与」は
年間110万円以下であれば贈与税がかからないので、
父から100万円、母から100万円贈与された場合、
贈与税はかからない？



奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

NO!

暦年贈与は、「贈与ごと」ではなく「受贈者1人」に対して計算されます。

今回のケースでは、

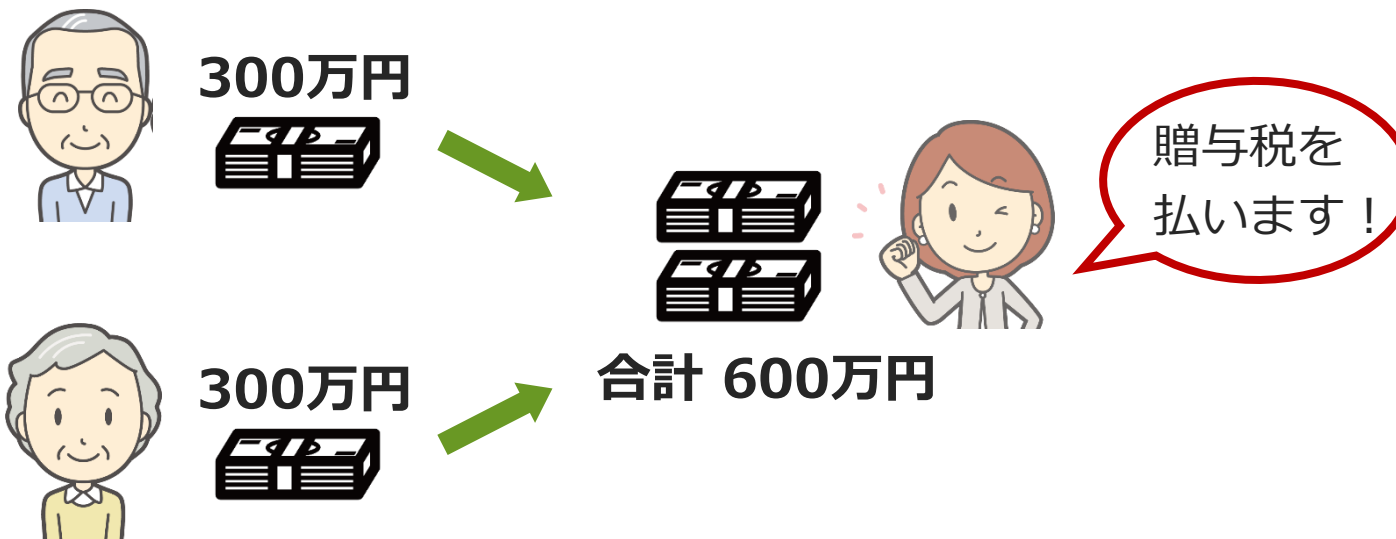
(100万円 + 100万円) - 110万円 = 90万円となりますので、90万円に贈与税がかかります。

※相続時精算課税制度やその他の贈与税の特例は上記に当てはまりません

解説は次のページに

奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

贈与税は受贈者ごと



$$\left(\begin{array}{c} \text{課税価格} \\ 600\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ 110\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{贈与税率} \\ 30\% \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額} \\ 65\text{万円} \end{array} = \underline{82\text{万円}}$$

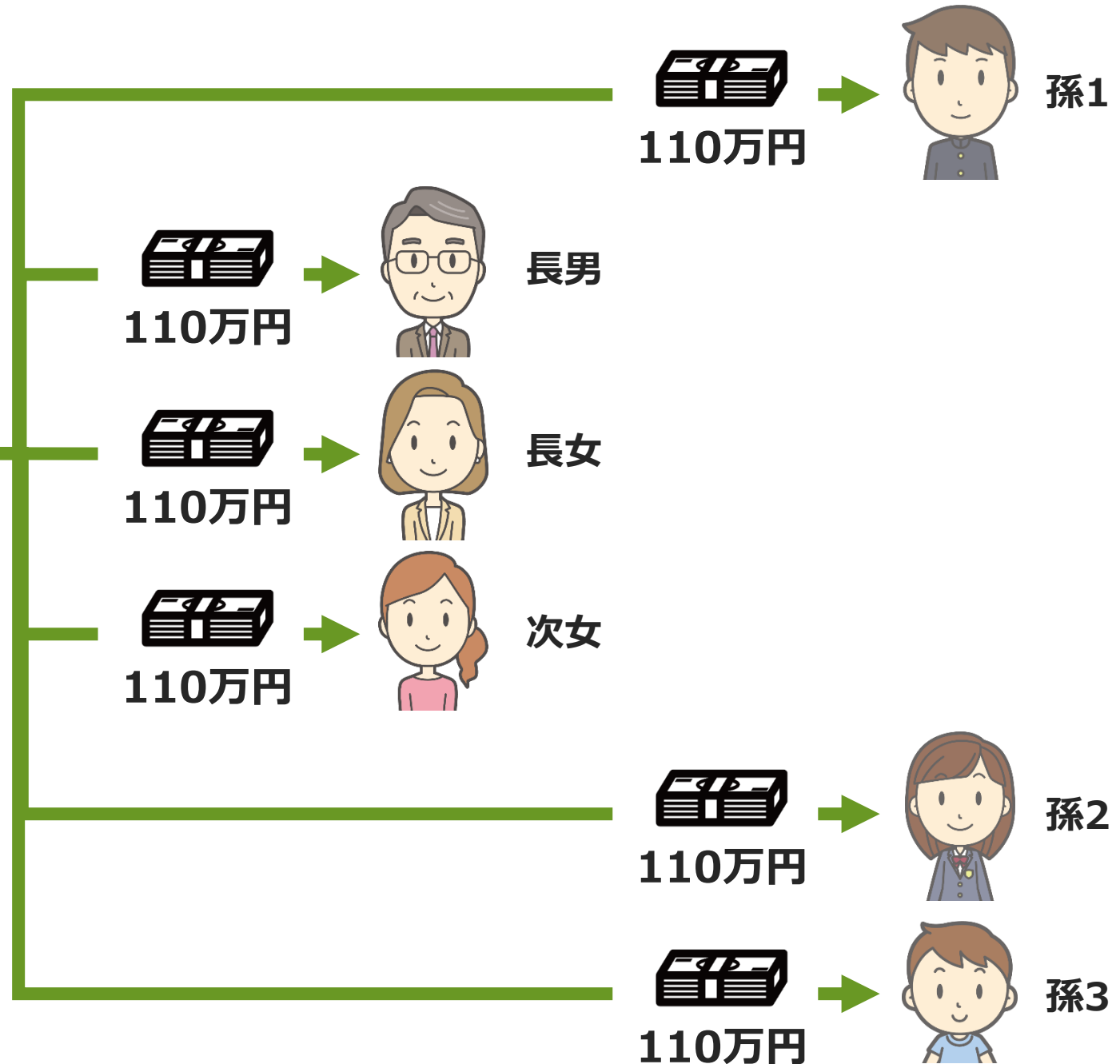
奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

贈与者には
税金がかからない



¥ 名義預金にご注意！

息子名義の通帳でも、親が印鑑やカードなどを管理しながら自分の財産から預金し、息子が自由に預金を引き出せない状態の場合、親が息子に印鑑やカードを渡すと、そのタイミングで通帳内の預金額が全額「息子に贈与」されたことと見なされ贈与税の対象となります。税務調査で指摘されやすい財産です。



奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

Q 奥様と息子・娘様への問題です

不動産や自社株などが相続財産になっている場合、市場で売却する場合の価格は1億円ほどだったが、相続税の評価としては2,000万円まで下げることができた。

この場合、遺産分割する時の評価も2,000万円で行って良い？



奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

NO!

相続税評価額と民法の遺産分割で使用する価格は違います。

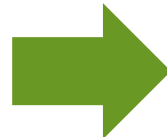
例 不動産など

[相続税評価] 2,000万円、 [流通価格] 1億円となるケース。

この場合、不動産を2,000万円評価で相続した方が1億円で売却できる可能性があります。

相続税評価時

2,000万円



売却時

1億円



奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

Q 奥様と息子・娘様への問題です

相続人、子供3名（Aさん、Bさん、Cさん）、
財産2億円の場合



被相続人が亡くなる9年前、Aさんに1億円を贈与しており、贈与税も納税済み。

相続が発生した場合、残った財産1億円を3人で平等に分ければ、相続税法上も民法上もトラブルが起こる事はないはず。

奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

NO!

民法上、「特別受益」という生前に渡された財産も相続財産として持ち戻しを行います。

この場合、Aさんに贈与した1億円も加味した2億円で遺産分割をします。

※2018年7月13日公布の民法改正により、特別受益の持ち戻しは、相続開始前の10年間の贈与に限定されることになりました。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者への自宅の贈与・遺贈は持ち戻し対象外となりました。

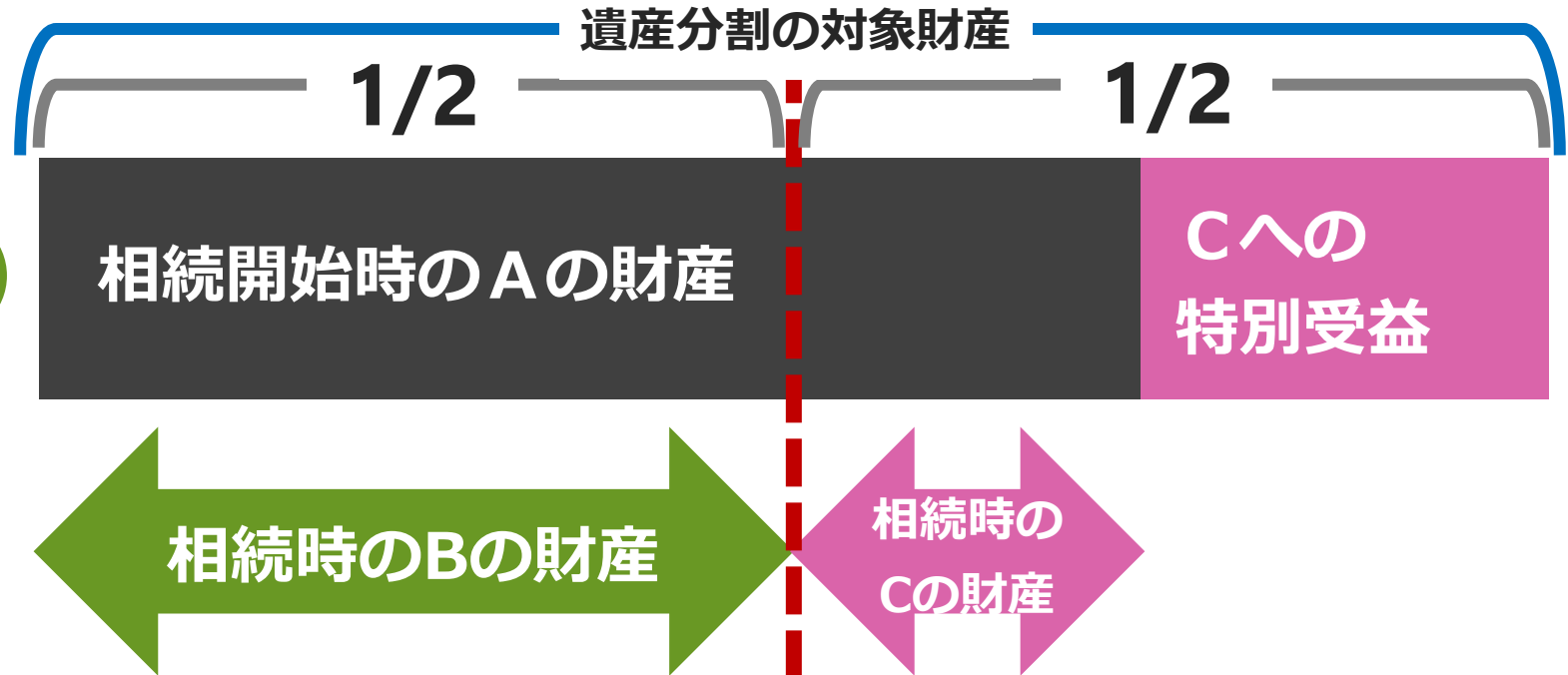
2019年7月1日施行です。

解説は次のページに

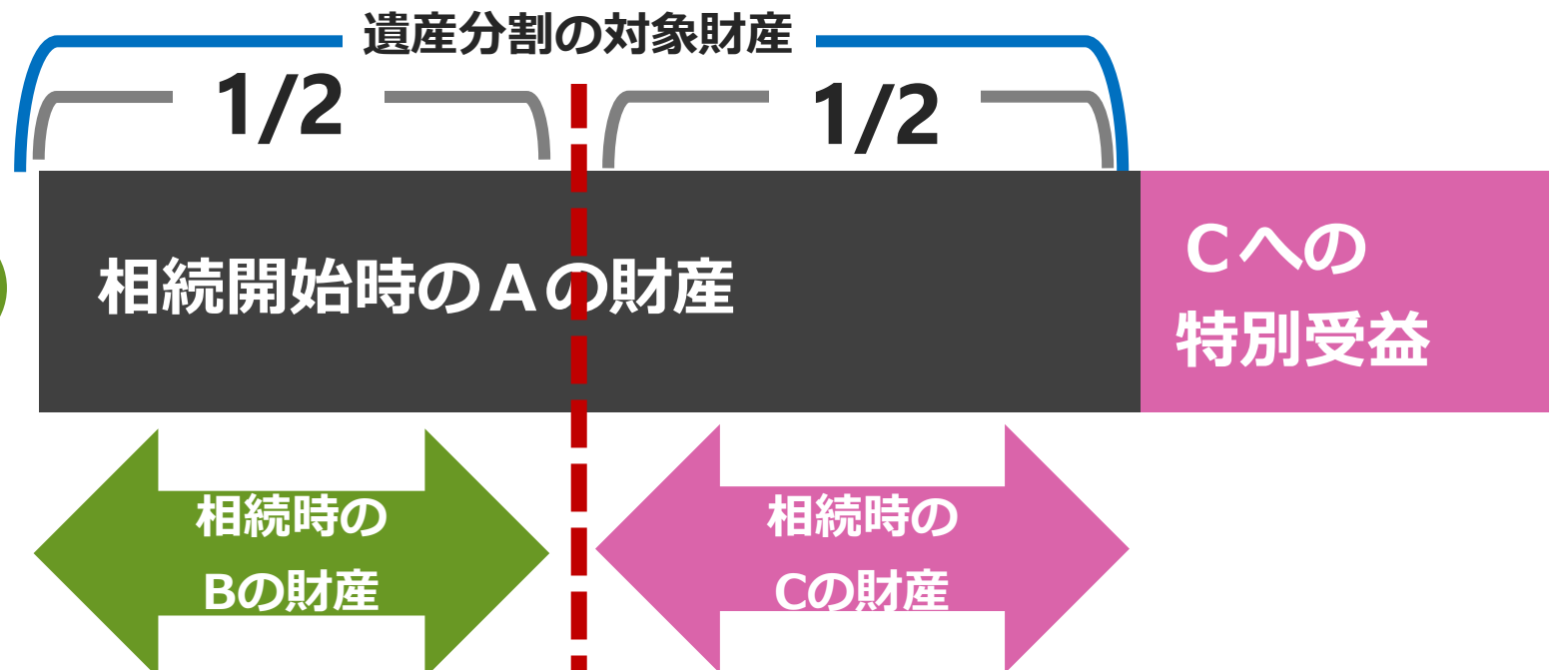
奥様と子ども目線の相続のよくある勘違い

法定相続がBとC
それぞれ1/2ずつ 2名の場合

改正前



改正後



3

相続の井戸端会議

ここからは、ちょっと井田端会議的な相続の話です。
世間話するくらいの気持ちで見てください。



連れ子に相続権はあるか

連れ子と再婚相手は法律上の親子とはならない。

→ 再婚相手が亡くなった時の相続権は無い

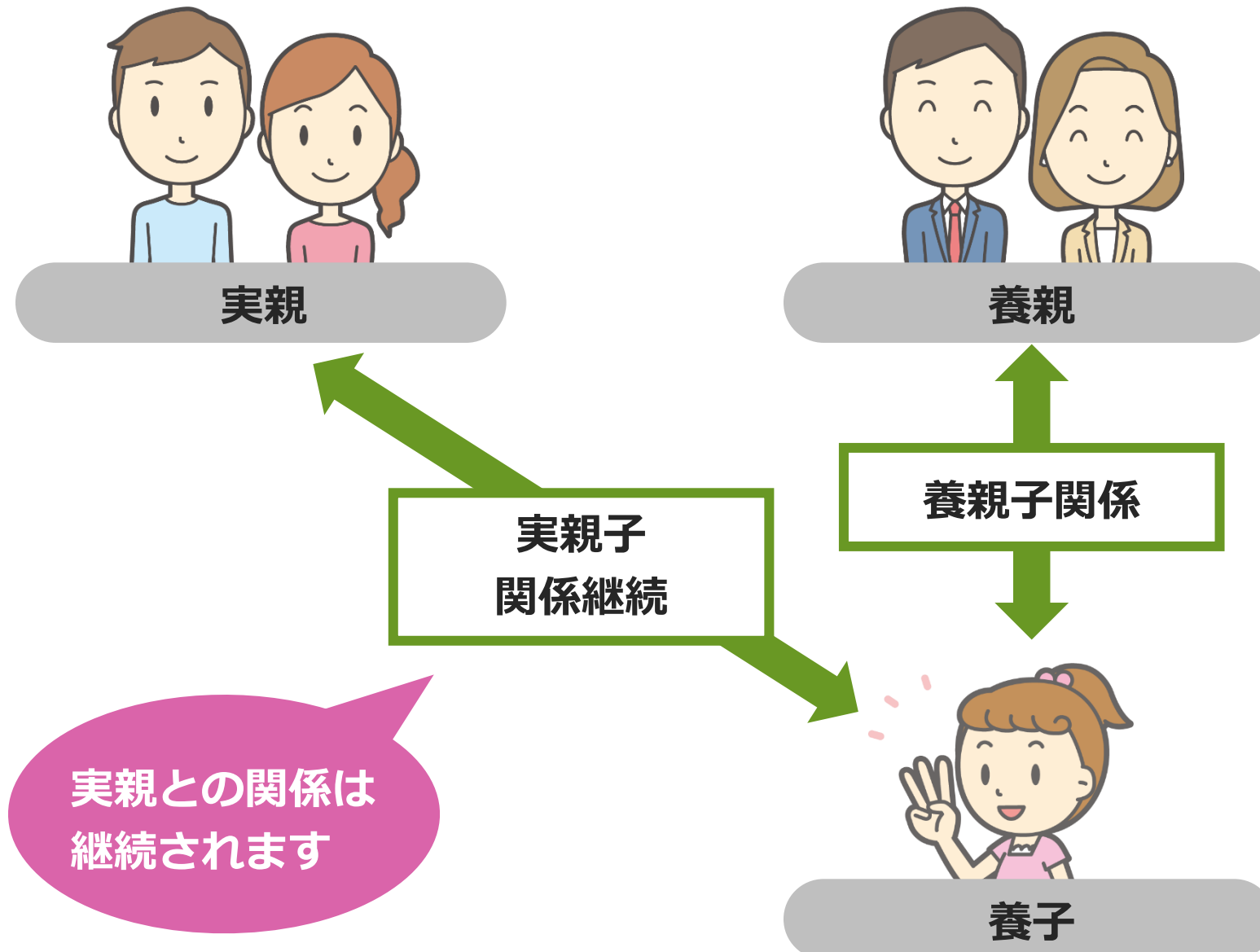
- ① 再婚相手と連れ子が養子縁組をする
- ② 遺言を残してもらう

※ 相続税法上の養子縁組では、実子がいる場合は1人まで、いない場合は2人まで法定相続人とみられます。

解説は次のページに

連れ子に相続権はあるか

● 普通養子縁組制度

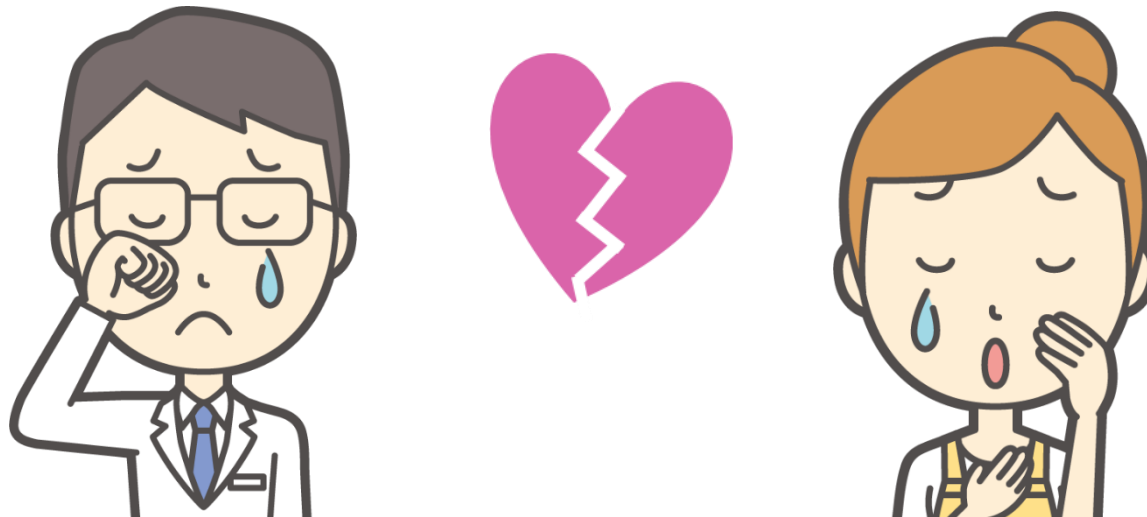


離婚による財産分与に税金はかかるか

一言でいうと、**基本的にはかかりません。**

「財産分与」と「慰謝料」は基本別ですが、公正証書で条項により取り決められます。

離婚事情を踏まえて「分与が多い」と判断された場合は、贈与と見なされる事があります。



解説は次のページに

離婚による財産分与に税金はかかるか

贈与税

不動産所得税

基本、財産分与でもらい受けた財産に税金はかからない。

但し、離婚の事情などを考慮した上で、もらい受ける財産が「多すぎる」と判断された場合は贈与税がかかる場合も。

不動産登録免許税

固定資産税

税金がかかる

譲渡所得税

- 財産分与時に購入時と比較して高い場合に発生する可能性有り
- 財産を売却した際にかかる

「愛人に財産を渡す」ことはできるのか？

一言でいうと、**ある程度は渡せます。**

でも、テレビドラマで見かける

「保険の受取人を愛人に行している保険金殺人事件」
は現実ではありえません…



解説は次のページに

「愛人に財産を渡す」ことはできるのか？

遺言書

○ 可能

ただし、法定相続人の遺留分は侵害できず、相続税は2割加算で計算。

死因贈与契約

○ 可能

ただし、法定相続人の遺留分は侵害できず、相続税は2割加算で計算。契約書が無いと立証が難しい。

生命保険の受取人 として指定

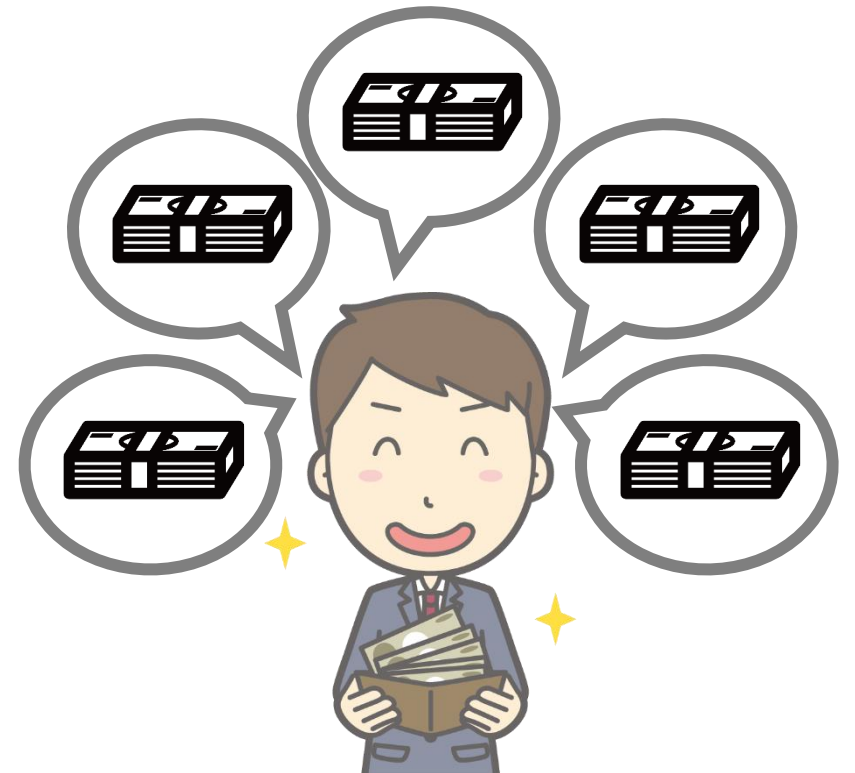
× ほぼ不可能

トラブルが多発していたため、今は親族以外の指定はほぼ不可能。保険業法も改正され本人確認が厳しくなっている。

財産を渡したくない相続人がいる

一言でいうと、
一方的に相続権をはく奪することはできません。

でも、テレビドラマで見かける
「自分がもらえる相続財産を
増やすための相続人の連続殺人
事件」は現実ではありえません…



解説は次のページに

財産を渡したくない相続人がいる

遺言書

相続させる財産を制限する（遺留分は侵害できない）

死因贈与

相続させる財産を制限する（遺留分は侵害できない）

相続人を排除する

被相続人の意思で排除する

- ①被相続人の財産や精神などに害を及ぼすとき
- ②被相続人への著しい非行があったとき

相続欠格制度を使う

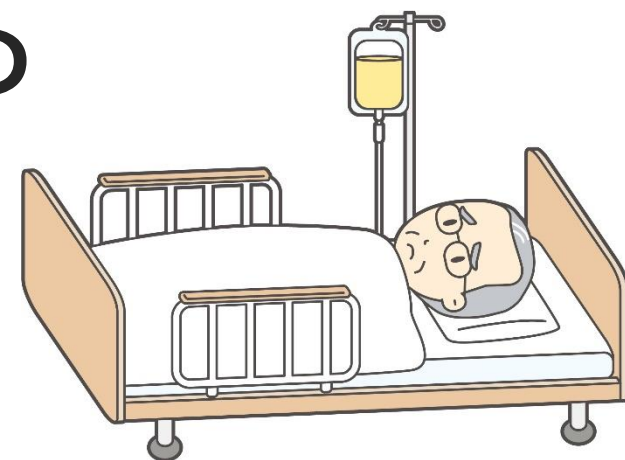
被相続人の意思に関係なく相続権のはく奪

- ①相続人の殺害
- ②被相続人への脅迫、詐欺行為
- ③遺言の偽装・破棄・変造・隠匿 など

※ 相続排除、相続欠格がされても、「代襲相続権」の権利はある。
そのため、相続税の法定相続控除も代襲相続人でカウントできる

絶対にやってはいけないこと①

ご主人が老人ホームや病院に入った時の費用や日常生活上必要な費用以外のお金をご主人の通帳からおろすこと



デメリット

- 不法行為、贈与などに見なされる

対策方法

- お金の流れがわかるようにしておく
- 民事信託、成年後見などを利用する

絶対にやってはいけないこと②

ご主人が隠し財産（見つけづらい財産）を作ってしまうこと

- 名義預金 ● 名義株 ● ネットバンク
- データ化された債権 など注意！



デメリット

- ・ 未申告と扱われ重加算税をかけられることも

対策方法

- ・ セレモニーノートに財産の所在を記入してもらおう
- ・ 業者からハガキが送られてきていたり、カレンダーなどをもらっていたら、取引がある可能性有

絶対にやってはいけないこと③

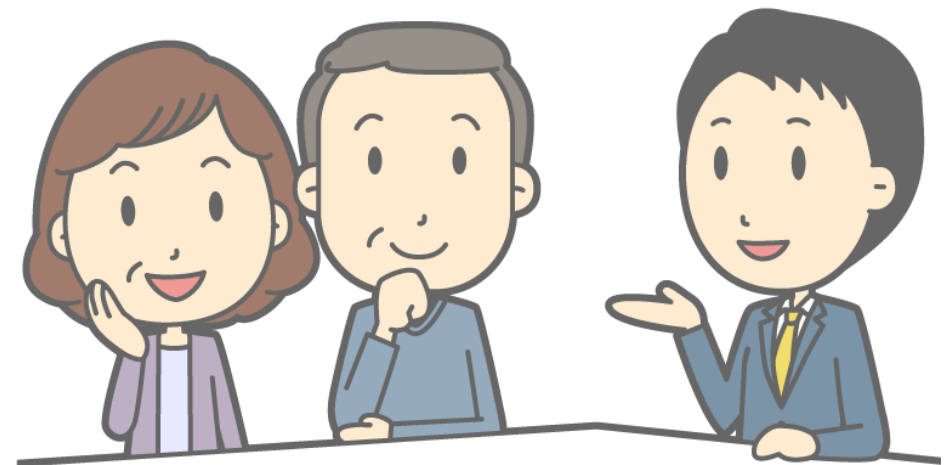
- 自分で判断してしまうこと
- 間違った申告書を提出



デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ 税務署の想定より税金が安い → 税務調査・ 税務署の想定より税金が高い → 無駄な納税
対策方法	<ul style="list-style-type: none">・ 専門家に事前に相談する

事前に行っておくべきこと

- ① 財産の確定
- ② 相続人が誰になるかを確定
- ③ 相続税の試算をしておく
- ④ 被相続人、相続人の考えを聞いておく
- ⑤ 上記を踏まえ、課題の解決、プランを作る
- ⑥ 納税資金を作る
- ⑦ 生前対策の実行



4

奥様と子ども目線の生前対策



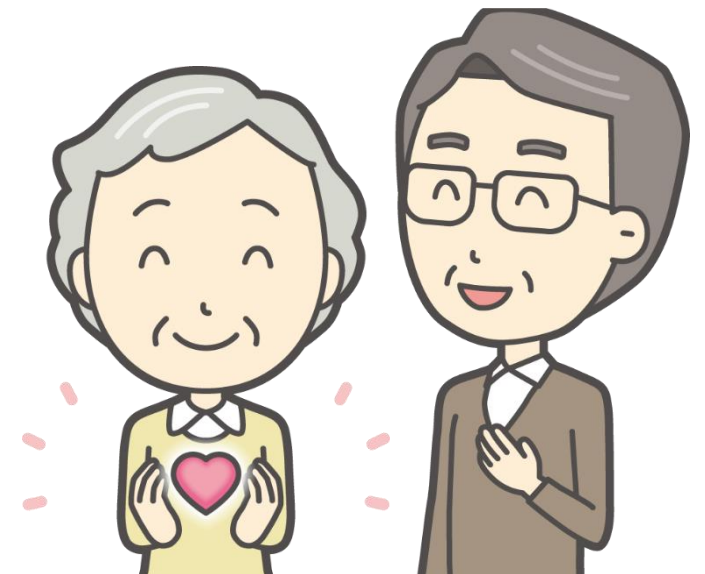
すぐにできて、生前対策で有効なこと

遺言書作成

生前贈与

生命保険

固定資産の見直し
(不動産、自社株など)



自筆で遺言書を作成する

相続税法

「遺言書を作成」すること自体に節税効果は無い

民法

- ・ **遺言書の預かりが法務局でも可能に**
2020年7月10日施行
費用は手数料のみ（詳細未定）、裁判所にも検認の必要が無い
- ・ **財産目録をパソコンなどでの作成が認められる**
2019年1月13日施行

その他

- ・ **書き方を間違えると「無効」**
- ・ **孫世代への承継指定はできない（民事信託なら可能）**
- ・ **公正証書遺言の方が確実な方法**

贈与を活用する

相続税法

- 「非課税枠」があり、特例もある
(特例に関しては本セミナーでは割愛します)

民法

- 相続人に対しての贈与は相続開始から10年以内のものは遺産分割の対象とする
(その他要件、相続人以外の贈与に対しては相続開始1年以内など規定有り)
2019年7月1日施行

その他

- 相続発生前に相続人に財産を渡して運用させることができる
- 納税資金になる

生命保険を活用する

相続税法

500万円×法定相続人数まで非課税

民法

受取人（相続人）の財産という扱のため、「原則」遺産分割協議に入らないので、被相続人が「この人に財産を渡したい」という意思を組み込むことができる

その他

**受取人を親族内の範囲で指定できる
（愛人など第三者を受取人にする事は、まずできない）**

固定資産を見直す

相続税法

- 評価者によって評価額が変わる
- 評価を下げる特例がある

民法

- 登記至上主義。相続未登記の場合や、実際の固定資産税支払者が所有権者と別の人の場合などはトラブルになりやすい

その他

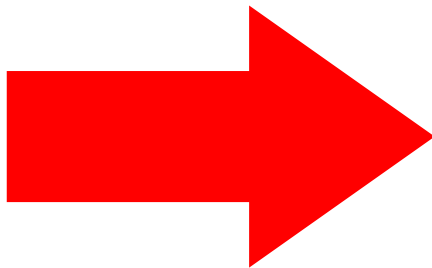
- 不動産に関しては共有名義。自社株に関しては名義株や少数株主はトラブルになりやすい
- 不良資産は相続人の遺産分割で揉める事が多いので、生前に処分、買換えをしておく方が望ましい

相続後のご自身の生活も大事にしてください

なるべく子どもたちに財産を渡したいわ。自分では、財産の運用もできないし。それに早めに子どもに財産を渡した方が2次相続の時の税金が軽いとも聞いたし。



しかし、その結果



**ご自身の生活が困窮...
これでは意味が無い**

相続後のご自身の生活も大事にしてください

奥様やご子息様、相続人全員が安心して暮らせる計画をたてるのが、「相続」です。税金や今後の生活、そして法律に十分配慮し計画をたてましょう。



〇〇事務所からのご案内

このあと名刺交換会・個別相談会を開催致します。

**また、後日ご相談希望の方は、
アンケートにその旨をご記入ください。**



〇〇相続クラブのご案内

相続・事業承継のメールマガジンや無料財産診断券、
小冊子プレゼントなどさまざまな特典を無料でご利用頂けます。
現在会員数〇〇名を超えました。
ご希望の方は、アンケートにチェックをお願いします。



お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら



0120-000-000

受付期間 平日9:00~17:30

担当 ○○ ○○

 相続・贈与相談センター®

●●●●事務所

講演者の連絡先など

社会保険労務士 玉上事務所
玉上 信明（たまがみ のぶあき）

社会保険労務士 健康経営エキスパートアドバイザー
紙芝居型講師（登録商標第6056112号）

[日本紙芝居型講師協会](#)（登録商標第6056113号）

[日本公認不正検査士協会](#)アソシエイト会員



自宅・事務所アドレス：tnjmk0121@m3.gyao.ne.jp

自宅・事務所住所：〒168-0072

杉並区高井戸東4-13-21-207 高井戸東デュープレックス

携帯アドレス：ntamagamint2861@docomo.ne.jp

携帯電話：090-1453-2245

ブログ：虎猫銅鑼猫「[toranekodoranekoのブログ](#)」

<https://toranekodoraneko.muragon.com/>

Facebook：

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100013068423836>

ホームページ：<https://srdoraneko.amebaownd.com/>

講演者玉上の略歴

1974年住友信託銀行（現三井住友信託銀行）入社
年金信託・法務・コンプライアンスなどを担当。特に全役職員向けコンプライアンス研修に注力
2015年10月同社定年退職後、社会保険労務士として開業

1. 主な執筆・著作

「ヤミ残業は不正の温床になる」日本経済新聞朝刊「私見・卓見」 (2017年1月30日)

「不正・不祥事は他人ごとではない ～現場管理者・本部担当者のための実践ガイド～」 オンライン教材 (2018年2月 日本公認不正検査士協会)

【定期執筆サイト】

ブログ：虎猫銅鑼猫「toranekodoranekoのブログ」

エムスリーキャリア「健康経営コラム」

ベリーベスト法律事務所「リーガルモール」

プリベント少額短期保険株式会社「弁護士費用保険Mikata／ミカタ」

2. 主なセミナー

「産業廃棄物処理業界における『働き方改革』」 (2019年6月：全国産業資源循環連合会（産業廃棄物処理業の全国組織）定時総会における講演)

「コロナウイルス対応と企業の課題&テレワーク」 (2020年5月：リーガル・リスクマネジメント研究機構セミナー)